

平成 25 年 4 月 22 日

さらなる地方分権改革に向けた愛知県提言

愛知県知事 大村 秀章

我が国を覆う閉塞感を打ち破るためには、「地方が主役」となり、地域の特性・実情にあわせて独自に発展できる仕組みへ、国のかたちを抜本的に変えていかなければならない。

国は、外交・防衛、通貨、金融、年金、司法など、国本来の役割に専念し、内政に関することは基本的に地方が担うとともに、地方はその役割に見合う税財源を確保することが必要である。

そうした中、地方分権は、平成 5 年の国会決議に端を発する 20 年にわたる取組の中で、一定の成果を挙げてきたものの、めざすべき分権型社会の実現には至っておらず、今後も歩みを緩めることなく取り組んでいくことが求められている。

政府・与党においても「地方の元気なくして国の元気はない」、「自らの発想で特色を持った地方・地域づくりができるよう地方分権を推進する」としており、本年 3 月 8 日、内閣に安倍内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」が設置されるとともに、4 月 12 日、第 1 回「地方分権改革有識者会議」が開催され、今後、国から地方への事務・権限の移譲等を推進することや、地方分権改革の方向性について 5 月に中間とりまとめを行い、6 月を目途に骨太の方針等に反映させるとの方針が示された。

また、道州制基本法案についても、今国会への提出を目指して議論が進められている。

地方分権改革は、日本再生の要となるべき改革である。今後、さらなる地方分権改革を強力に推し進めていくための取組を下記のとおり提言する。

記

1 国から地方への権限移譲

- 地域の産業経済の振興や地域の活性化につながり、一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、地方の意向を踏まえ、早急に移譲すること。その際には、事務・権限の移譲及び人員の移管等に見合う財源措置を確実に講じること。

(1) ハローワークの移管

- ・ 都道府県労働局は都道府県単位に設置され、ハローワークは受け皿の問題もなく、すぐに地方移管に取り組める出先機関である。現在、埼玉県及び佐賀県で実施されているハローワーク特区については、早急に検証を行うとともに、ハローワークの地方への全面移管を早期に実施すること。

(2) 産業振興（新規産業、中小企業等）に関する事務・権限の包括移譲

- ・ 経済産業局の事務のうち、「航空宇宙産業」、「次世代自動車産業」、「健康長寿産業」といった次世代成長産業の育成・振興施策、中小企業・ベンチャー企業の支援、地域産業の振興に関する事務などは、ワンストップで多様な支援メニューが提供でき、県の持つ情報やネットワークを活用した総合的な施策展開が可能となることから、速やかに移管すること。

《例》 包括移譲すべき事務・権限

- ☆ 新規産業の環境整備に関する事務
- ☆ 技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務
- ☆ 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務
- ☆ 中心市街地の活性化に関する事務
- ☆ 企業立地促進に関する事務

(3) 地域の活性化に資する事務・権限の移譲

《例》 移譲すべき事務・権限

- ☆ 旅客自動車運送事業（バス事業等）に関する事務
（旅客自動車運送事業の許認可等、自動車運送事業に対する助成など）
- ☆ 農地の転用（4 ha超）に関する事務

(4) 直轄国道・直轄河川の移管

- ・ 移管について調整が整ったものは、早急に移管するとともに、さらなる移管に向けた検討・調整を行うこと。その前提として、財源措置に関する具体的な制度を明示すること。

(5) その他の一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限の移譲

《例》 移譲すべき事務・権限

- ☆ 水道事業（給水人口5万人超）経営に関する事務
- ☆ 次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画に関する事務

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、希望する地域の意向や当地域のように出先機関の管轄エリアが一様ではない地域の実態等を十分考慮の上、弾力的な対応が可能な制度として実現を図ること。

2 地方税財源の充実

- 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- 地方が財政面において、国からの自立・独立を果たすため、「地方共同税」を導入し、国に依存せずに行政サービスを行えるようにすること。
- そもそも地方分権に逆行する地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すこととされているが、見直しに際しては、この措置を廃止し、地方法人特別税を地方税として復元すること。

3 法令による義務付け・枠付けの見直し等

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第3次一括法案）」を早期に成立すること。
- これまでに積み残された項目等について見直しを進めるとともに、地方分権改革推進委員会の勧告では対象外とされた法定受託事務を含め、手付かずの項目についても見直しを進めること。

《例》さらに見直しを進めるべき項目

- ☆ 2 ha 超 4 ha 以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止
- ☆ 市街化区域内小規模農地の権利移動規制の緩和
- ☆ 基準病床数を算定する際に加減算についての権限付与
- ☆ 特例病床の許可に係る厚生労働大臣への協議の廃止
- ☆ 港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止
- ☆ 高等学校専攻科卒業生の大学への編入学に係る法的制約の撤廃
- ☆ 2級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止
(法定受託事務)

- 国の法令の内容を基本的事項にとどめ、より抜本的に条例制定権を拡大するための方策について、検討を進めること。

4 行政委員会の必置規制の見直し

- 地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、「教育委員会」及び「農業委員会」については、必置規制を見直し、地方の実情に応じて最もふさわしい体制を選択できる制度とすること。

5 道州制導入に向けた検討

- 地方分権の究極の姿として、道州制の実現に向け、地方も参加した国民的な議論のもとで検討を行うこと。
- 全国知事会におけるこれまでの検討や、昨年7月に、道州制推進知事・指定都市市長連合が、国民的な議論を喚起するための試案（たたき台）として取りまとめた「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」などの成果も活用しつつ、詳細かつ具体的な検討を積極的に進めること。
- 道州制が実現するまでの間においても、現在の都道府県で実施可能な事務・権限は地方に積極的に移譲するなど、地方分権の動きを停滞させないこと。